

経過措置料金規制解除基準とガス大手3者の状況について

2021年4月28日 資源エネルギー庁

第31回電力・ガス基本政策小委員会での議論概要(経過措置料金解除基準関係)

第31回電力・ガス基本政策小委員会では、委員等から、下記の趣旨の御意見を頂いた。

経過措置料金解除基準関係

- 監視等委員会に意見聴取を行い、その結果を受けて大手3者は意思表明を行うなど、事務局にて非常に丁寧に整理をしていただき、きちんと了承していただいたと理解。事務局が整理したように解除基準を満たすと考えており、パブコメを実施して最終判断をすることに対して私は一応賛成させていただく。なお、特別な事後監視について、3年間はきちっと実施することが重要。【柏木委員】
- 今回の整理は合理的だと思うので支持する。別の委員会でもこの委員会の以前のラウンドでも懸念は表明したが、ほとんどの委員はその懸念を共有しないということであれば多分大丈夫なのだろう。具体的な懸念は申し上げたのでもう繰り返しはしないが、ガス・ガスの競争が経過措置料金規制が仮に解除されたとしてもきちんと機能することを望む。その上で、前回あるいは別の委員会でも、さらに今回も特別な事後監視に関して言及があったが、これについては幻想を持たないようにお願いしたい。特別な事後監視は既に行われているが、実際に行われていることは、特別と言いながら完全自由な料金なので、見ていないことに比べれば特別だが、事業者の言い値のコストベースで説明できるかどうかを監視するだけであって、そのコスト水準が本当に適正かどうかを監視しているわけではないことは十分認識する必要がある。具体的に言うと、例えば電気料金では震災後に値上げ申請が幾つか出てきたが、査定前の料金あるいはさらに申請で出てきた料金よりもさらに高い料金、つまりあのときには事前にこういうものは認められないと整理したことがあり、もともと下げて出してきたわけだが、申請よりももっと高い料金が出てきても通ってしまうという程度の緩い監視だということはきちんと認識した上で今回の案に賛成すべき。次に、余力の範囲で、余力があればという言及が幾つもあった。これは正しいが、決して誤解しないように。つまり、新規参入者が既存の事業者と競争して顧客を取ってきたとすると、それまでは既存の事業者が供給しており、その供給がなくなったわけだから、当然余力はあると推定されるはず。したがって、取り合った結果負けて新規参入者が供給したいというときに、余力がないからと色んなことを断ったとすれば、黒である可能性が極めて高いと思う。そういう点に十分注意して、余力がないから断ったというのは本当に余力がなければ仕方ないが、相当厳しく見られることは覚悟の上で、コミットメントをした人が経営者のレベルだけではなくて、実際に新規参入者と交渉する人たちのところでも変な言い訳によって拒否することがないように。【松村委員】
- 松村先生がおっしゃったように、都市ガスの自由化の時から消費者として色々思っていたことがあり、今事後監視の下、あまり問題は出てきていないが、今回大手3者の経過措置が外れ、さらに既に外れている事業者が本当に価格の設定について適正であるかどうかについては、ぜひ監視等委員会できちんと見ていただきたいし、特に消費者はガスの自由化によって安全性が損なわれないかが一番の懸念点だったので、引き続きお願いしたい。また、経過措置が外れるときの消費者への周知もきちんと行っていただきたい。【大石委員】

(参考) 第31回電力・ガス基本政策小委員会(2021年3月10日)資料3-1 事務局資料より抜粋

経過措置料金規制について

- 2017年4月の小売全面自由化後、ガス小売事業者は原則自由に料金を設定できることとした。
- ただし、ガス小売事業者間の適正な競争関係が認められない場合等需要家の利益を保護する必要性が高い場合に、経済産業大臣が指定した供給区域等において、小売料金規制を存置することとした。
- 2017年4月の小売全面自由化時点において、一般ガス事業者12者の供給区域等を指定。その後、3者の指定を解除し、現在、**9者が経過措置料金規制の対象となっている**。

エネルギーシステム改革のスケジュール 2020年 2015年 2016年 2017年 2022年 4月1日 4月1日 4月1日 4月1日 4月1日 【電力】 第1段階 第2段階 第3段階 (広域的運営 (電気の小売 (送配電部門 の法的分離) 推進機関設立) 全面自由化) 2020年4月以降、適正な競争関係が認められない 料金の経過措置期間 【都市ガス】 導管部門 ガスの小売 の法的分離 全面自由化 (大手3社) 2017年4月に規制料金を原則撤廃。 ただし、適正な競争関係が認められない等の者は経過措置として小売料金



(参考) 第28回電力・ガス基本政策小委員会(2020年10月30日)資料4 事務局資料より抜粋

経過措置料金規制解除基準と趣旨

処分基準等においては、解除基準の具体的内容が、次の①~④のいずれかに該当する場合として規定されているが、そのいずれかに該当する場合であっても、適正な競争関係が確保されていると認められない場合には、解除を行わないものとされている。

経過措置料金規制解除基準

<u>趣旨</u>

- ①当該事業者の都市ガス利用率 が50%以下
- ✓ 独占禁止法においては、市場シェアが50%超であることが「独占的状態」の要件の1つ。
- ✓ 市場シェア(都市ガス利用率)が50%以下である場合には、他燃料事業者・他ガス小売事業者による十分な競争圧力が働いているものと考えられる。

- ②直近3年間のフロー競争状況
- ✓ 旧一般ガスみなしガス小売事業者の獲得件数の半数以上を、他燃料事業者・他ガス小売事業者が獲得している場合には、十分な競争圧力が働いているものと考えられる。
- ✓ 直近の競争状況を正しく評価する観点から、直近3年間の合計ベースで判断。

- ③他のガス小売事業者の販売量 シェアが10%以上
- ✓ 公正取引委員会が公表している主要な企業結合事例では、シェア10%以上の競争者が存在し、かつ当該競争者に十分な供給余力がある場合には、当該競争者は有力な競争者であり、企業結合を行おうとする者に対する牽制力として機能すると評価されていることが一般的。
- ✓ したがって、他のガス小売事業者の販売量シェアが10%を超え、かつ十分な供給余力がある場合には、他のガス小売事業者による十分な競争圧力が働いているものと考えられる。
- ④小口料金平均単価の3年連続 下落及び経過措置料金件数 と自由料金件数
- ✓ 小売料金の低下が継続的に進んでいる場合には、他燃料事業者・他ガス小売事業者からの十分な 競争圧力が働いている可能性が高い。
- ✓ 多数の需要家が自由料金メニューによって供給を受けることとなり、指定旧供給区域等小売供給約款に基づく料金メニューで供給を受ける需要家が限定的となっている場合には、経過措置料金規制を課す必要性が乏しいと考えられる。

(参考) 第28回電力・ガス基本政策小委員会(2020年10月30日)資料4 事務局資料より抜粋

今後の進め方

大手3者から意思表明がなされたことから、それぞれの指定旧供給区域等において、将来にわたり他のガス小売事業者が外部から調達する供給力を含めて十分な供給力を確保できる環境、及び、将来にわたって適正な競争関係が確保されるために必要となる、ガス小売事業への新規参入が円滑化される環境、が整備され、他のガス小売事業者に十分な供給余力があると認められるのではないか。十分な供給余力があると認められれば形式的には解除基準(※)を満たすと考えられる。

(※)「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第二十二条第一項及び第二十八条第一項の経済産業大臣の指定に係る処分基準等」第三(1)及び(2)

● 経過措置料金規制を解除するに当たっては、解除基準のいずれかを満たしているかどうかに加え、「適正な競争関係が確保されていると認められない」事由がないかどうかもしっかりと確認しながら総合的に判断することとしているところ、消費者を含めた関係者から広く意見を聴取する観点からパブリックコメントを実施し、その結果を踏まえて最終的に解除して差し支えないかどうかを判断することとしたい。

各社の状況まとめ

	東京ガス	大阪ガス	東邦ガス
①当該事業者の都市ガス利用率が50%以下	(64.6%)	× (62.4%)	× (56.2%)
②直近3年間のフロー競争状況	0	0	0
③他のガス小売事業者の販売量 シェアが10%以上	(11.9%)	(13.2%)	(10.8%)
④小口料金平均単価の3年連続下落及び 経過措置料金件数≦自由料金件数	X	×	×
備考	✓ 他のガス小売事業者に十分な 供給余力があると認められる。✓ 適正な競争関係が確保されて いると認められない事由はない。	✓ 他のガス小売事業者に十分な 供給余力があると認められる。✓ 適正な競争関係が確保されて いると認められない事由はない。	✓ 他のガス小売事業者に十分な 供給余力があると認められる。✓ 適正な競争関係が確保されて いると認められない事由はない。

パブリックコメント実施結果

● 旧一般ガスみなしガス小売事業者(東京ガス、大阪ガス、東邦ガス)の指定旧供給区域等の指定の解除について、3月17日~4月15日までの30日間パブリックコメントを実施したところ、提出意見は0件であった。

公正取引委員会の立入検査について

- 2021年4月13日、電力・ガスの取引条件に関して、公正取引委員会が東邦ガスに対して立入検査を実施。
- 同日、中部電力、中部電力ミライズ、関西電力、中国電力も同様に立入検査を受けている。

2021年度

● 2021年度一覧へ戻る

公正取引委員会の立入検査について

2021年4月13日 東邦ガス株式会社

東邦ガス株式会社(社長:富成 義郎)は、4月18日、電力・ガスの取引条件に関して、当社の本社に公正取引委員会の立入検査を受けました。

当社は、全グループでの法令遵守の徹底を図っており、今回、公正取引委員会の立入検査を受けたことを厳粛に受け止めるとともに、当局の調査に対し全面的に協力してまいります。

内容詳細については、調査中でありますので現段階でのコメントを控えさせていただきます。

プレスリリース

|公正取引委員会による立入検査について

2021年04月13日 中部電力株式会社

🖶 印刷

記事をシェアする



出典:中部電力HP





本日、中部電力株式会社および中部電力ミライズ株式会社は、中部地区等における特別高圧電力および高圧電力の供給ならびに中部地区における低圧電力および都市ガス供給等に関して独占禁止法違反(不当な取引制限の禁止)の疑いがあるとして、公正取引委員会の立入検査を受けました。

今回、立入検査を受けた事実を真摯に受け止め、公正取引委員会の調査に対し全面的に協力してまいります。

以上

以上

出典:東邦ガスHP

今後の進め方

- 経過措置料金規制を解除するに当たっては、解除基準のいずれかを満たしているかどうかに加え、「適正な競争関係が確保されていると認められない」事由がないかどうかもしっかりと確認しながら総合的に判断することとしているところ、消費者を含めた関係者から広く意見を聴取する観点からパブリックコメントを実施し、その結果を踏まえて最終的に解除して差し支えないかどうかを判断することとしている。
- 東京ガス、大阪ガスについては、パブリックコメントを実施した結果消費者を含めた関係者から意見が提出されなかったことを踏まえれば、**解除基準**(※) **を満たした**と考えられることから、改正法附則第22条第2項の規定に基づき指定を解除することとしてはどうか。
- (※)「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第二十二条第一項及び第二十八条第一項の経済産業大臣の指定に係る処分基準等」第三(1)及び(2)
- 東邦ガスについては、ガスの取引条件に関して公正取引委員会の立入検査が行われ、現在調査が進められているところであるため、調査結果等が明らかになった後に解除可否について判断することとしてはどうか。

各社の状況まとめ

	東京ガス	大阪ガス	東邦ガス
①当該事業者の都市ガス利用率が50%以下	× (64.6%)	× (62.4%)	× (56.2%)
②直近3年間のフロー競争状況	0	0	0
③他のガス小売事業者の販売量 シェアが10%以上	(11.9%)	(13.2%)	(10.8%)
④小口料金平均単価の3年連続下落及び 経過措置料金件数≤自由料金件数	×	×	×
備考	✓ 他のガス小売事業者に十分な 供給余力があると認められる。✓ 適正な競争関係が確保されて いると認められない事由はない。	✓ 他のガス小売事業者に十分な 供給余力があると認められる。✓ 適正な競争関係が確保されて いると認められない事由はない。	✓ 他のガス小売事業者に十分な 供給余力があると認められる。

需要家保護等のために必要な手続について(解除することとなった場合)

- 経過措置料金規制を解除することとなった場合、経過措置料金規制の解除についての**需要家周知**を十分に行い、また、**事業者において必要な準備を行う時間を確保**する観点から、解除通知の日から解除の効力発生日までは**一定の期間**を設けることとしたい。(※1)
- 具体的には、需要家に対して経過措置料金規制解除後に適用される料金その他の供給条件を記載した書面を交付(月に1度の検針の機会等に、少なくとも計2回実施することが望ましい。)して説明を行うとともに、解除対象事業者においてはガス事業法に基づく最終保障供給約款の作成、届出、公表等が必要となることから準備期間として3か月を確保することとしたい。(※2)
- ※ 1 経過措置料金規制解除後も指定旧供給区域等小売供給約款と同じ供給条件が引き継がれる場合は、経過措置料金規制解除の効力発生日に現行の指定 旧供給区域等と同じ供給条件を定めた小売供給契約を需要家との間で締結している状態となり、料金その他の供給条件の説明、書面交付義務が課せられる。
- ※2 これまでに経過措置料金規制が解除された仙南ガス、浜田ガス、エコア(100MJ地区)においても同様に3か月の準備期間を設けて需要家周知等を行っている。

必要な手続イメージ 解除涌知 解除効力発生 準備期間(3か月) 料金規制 自由料金 料金その他の供給条件の説明・書面交 需 付(法第14条) 要 説明・書面交付は、丁寧に需要家周知 供給条件等に関する書面交付 家 を行う観点から、検針の機会等に少なくと (法第15条) も計2回実施。 周 ※ 小売全面自由化前の検針時(2017年 知 指定旧供給区域等小売供給約款 2月、3月) にも説明・書面交付を実施 に基づく小売供給 事 指定旧供給区域等小売供給約款の一 自由料金に基づくガス小売供 業 般ガス供給約款への改正・公表 給を実施するが、**特別な事後** 者 最終保障供給約款の作成・国への届 監視(原則として3年間)を 進 出·公表 受ける。

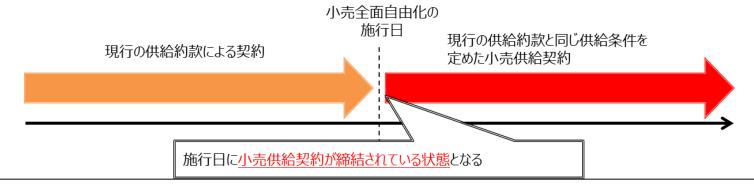
御指摘事項④について

10

【御指摘事項④】(松村オブザーバー(日本コミュニティーガス協会))

小売全面自由化後、現行の供給約款と同じ供給条件で供給する場合であっても、需要家への説明 義務・書面交付義務は課せられるのか。

- 以下のとおり、需要家と「現行の供給約款による契約」を締結している一般ガス事業者等は、小売全面自由化と同時に、当該需要家と「現行の供給約款と同じ供給条件を定めた小売供給契約」を締結している状態となる。
- この点、改正後のガス事業法においては、「小売供給契約の締結をしようとするとき」には説明義務・説明時書面交付義務が、「小売供給契約を締結したとき」には契約締結後書面交付義務が課されることから、上記のような場合においても、これらの義務が課せられることとなる。
- しかしながら、一般ガス事業者等に対して、施行日に、これらの義務を一度に履行することを求めることは非現実的であることから、<u>施行日以後に求められる説明を施行日前に行うことを認めることとし、これを履行すれば、施行日以後に改めて同様の説</u>明を行う必要はない旨の規定を設ける予定。
- (注1) 上記の整理は経過措置料金規制が課せられない事業者であることを前提としている。経過措置料金規制が課せられる一般ガス事業者等が、経過措置約款に基づく小売供給を行う場合には、現行の供給約款に基づく供給と同様、説明義務・書面交付義務は課されない(改正法附則において措置済み。)。
- (注2) 上記の整理は、現在の一般ガス事業者の選択約款等についても同様。
- (注3) 説明義務・書面交付義務の履行方法については引き続き整理。
- (注4) 現行の供給約款における供給条件を必ずしも十分に認識していない需要家が存在することも想定されることから、小売全面自由化を機に、需要家に改めて小売全面自由化後の供給条件を認識させ、供給事業者を変更するか否かについて「考える機会」を与えることは有益。



<参考>経過措置約款に基づく供給と最終保障供給との関係について

- ▶ 改正後のガス事業法における最終保障供給とは、どのガス小売事業者とも小売供給契約を締結できない需要家に対するガスの供給を保障するための制度である。
- ▶ 他方、今般の改正法においては、需要家保護の観点から、<u>適正な競争関係が確保されていると認められない旧一般ガス事業者の供給区域については、当該事業者に対して、現行の料金規制を経過措置として課す</u>こととしており、経過措置料金規制が課される事業者については、ガス小売事業者と自由料金メニューでの小売供給契約を締結している需要家を除き、全ての需要家に対して経過措置供給約款に基づいてガスを供給する義務が課されており、この義務は最終保障供給義務を代替するものとして機能することとなる。
- ➤ このため、経過措置料金規制が課される間は、原則として、最終保障供給義務は課されない。

経過措置料金規制が課される事業者

ガス小売事業者と自由料金メニューで小売供給契約を締結している需要家以外の需要家 =経過措置供給約款に基づく供給

ガス小売事業者と 自由料金メニューで 小売供給契約を締結している需要家 =経過措置供給約款に基づく 供給義務の対象外 経過措置料金規制が課されない事業者

ガス小売事業者と自由料金メ

ニューで小売供給契約を締結して

いる需要家以外の需要家

= 最終保障供給義務の対象

ガス小売事業者と 自由料金メニューで 小売供給契約を締結している需要家 =最終保障供給義務の対象外

22

- ○**電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)** ※附則抜粋
 - (旧一般ガスみなしガス小売事業者の供給義務等)
- 第二十二条 みなしガス小売事業者(附則第十二条第一項第一号及び第二号に掲げる者に限る。以下「旧一般ガスみなしガス小売事業者」という。)は、当分の間、正当な理由がなければ、当該旧一般ガスみなしガス小売事業者に係る第五号旧ガス事業法第六条第二項第三号の供給区域又は供給地点であって、ガス小売事業者(第五号新ガス事業法第二条第三項に規定するガス小売事業者をいう。附則第二十八条第一項において同じ。)間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、当該供給区域内又は供給地点のガスの使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定するもの(以下「指定旧供給区域等」という。)における一般の需要であって次に掲げるもの以外のもの(次条第二項において「指定旧供給区域等需要」という。)に応ずるガスの供給を保障するためのガスの供給(以下「指定旧供給区域等小売供給」という。)を拒んではならない。
- 2 経済産業大臣は、指定旧供給区域等について前項に規定する指定の事由がなくなったと認める時は、当該指定旧供給区域等について同項の規定による指定を解除するものとする。
- 3・4 (略)
- 5 <u>第五号新ガス事業法第二条第五項の規定の適用</u>については、<u>旧一般ガスみなしガス小売事業者が第一項の義務を負う間、第五号新ガス事業法第</u> 二条第五項中「需要(」とあるのは、「需要(指定旧供給区域等需要(電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)附 則第二十二条第一項に規定する指定旧供給区域等需要をいう。)及び」とする。
- 6 · 7 (略)
- 第三十六条 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。
 - 一~四 (略)
 - 五 附則第二十二条第二項又は第二十八条第二項の規定による指定の解除をしようとするとき。
 - 六 (略)
- 2 (略)

○ガス事業法(昭和29年法律第51号)

(定義)

第二条 (略)

2~4 (略)

5 この法律において「一般ガス導管事業」とは、自らが維持し、及び運用する導管によりその供給区域において託送供給を行う事業(ガス製造事業に該当する部分及び経済産業省令で定める要件に該当する導管により供給するものを除く。)をいい、当該導管によりその供給区域における一般の<u>需要(</u>ガス小売事業者から小売供給を受けているものを除く。)に応ずるガスの供給を保障するための小売供給(以下「最終保障供給」という。)を行う事業(ガス製造事業に該当する部分を除く。)を含むものとする。

6~13 (略)

(供給条件の説明等)

- 第十四条 ガス小売事業者及びガス小売事業者が行う小売供給に関する契約(以下「小売供給契約」という。)の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として 行う者(以下「ガス小売事業者等」という。)は、小売供給を受けようとする者(ガス事業者である者を除く。以下この条において同じ。)と小売供給契約の締 結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該小売供給に係る料金その他の供給条件について、その 者に説明しなければならない。
- 2 ガス小売事業者等は、前項の規定による説明をするときは、経済産業省令で定める場合を除き、小売供給を受けようとする者に対し、当該小売供給に 係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。
- 3 ガス小売事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、小売供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該ガス小売事業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

(書面の交付)

- 第十五条 ガス小売事業者等は、小売供給を受けようとする者と小売供給契約を締結したとき(小売供給契約の締結の媒介を業として行う者にあつては、 当該媒介により小売供給契約が成立したとき)は、経済産業省令で定める場合を除き、遅滞なく、その者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。
 - ー ガス小売事業者等の氏名又は名称及び住所
- 二 契約年月日
- 三 当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項
- 2 ガス小売事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、小売供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該ガス小売事業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

(託送供給義務等)

第四十七条 (略)

- 2 一般ガス導管事業者は、正当な理由がなければ、最終保障供給を拒んではならない。
- 3 (略)